



NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

〒165-0031 東京都中野区上鷲宮3-13-1 鷲宮ガーデンハウスA2
TEL: 03-5439-4021 / FAX: 03-3926-7551 / E-mail: npoweb@abelia.ocn.ne.jp

<http://www.npoweb.jp/> @NPOWEB

2020年5月15日

認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
代表理事 関口 宏聡

新型コロナウイルス感染症対応に係る

NPO 法人等の支援等に関する要望事項【第三次】(暫定版)

皆様には、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症については、まだ予断を許さないものの5月14日に一部の緊急事態宣言も解除されるなど、感染拡大への警戒を続けながらも社会経済活動の再開に向けたフェーズへ移行しつつあります。この間、事業収益を中心とした「事業型NPO法人」向けの支援はかなり実現・対応していただきました。この場をお借りして心より感謝申し上げます。一方で、会費・寄付金・助成金等を収益の中心としボランティアに支えられている「寄付・ボランティア型NPO法人」向けの支援が遅れています。今後、景気・業績悪化に伴い企業等の支援が打ち切られる一方で、「新しい生活様式」対応費用等がかさんでいきます。

「令和2年度本予算の予備費活用」や「令和2年度一次補正予算の執行」、「令和2年度二次補正予算の策定」等では、特に【寄付・ボラ型NPO法人等】への支援策拡充をお願いします。

●寄付・ボランティア型NPO法人向け支援

- ・「新型コロナ対応 NPO 法人等活動継続・再開支援金事業（仮称）」の創設
- ・「新型コロナ対応地方創生臨時交付金」の大胆な増額
- ・「新しい生活様式」対応の施設・活動拠点整備や寄付税制の大胆な拡充、寄付型向け融資

●事業型NPO法人向け支援

- ・各地の「感染防止協力金」等での事業者間格差是正（NPO法人等も支給対象に）
- ・雇用調整助成金の大幅な要件緩和・簡素化、持続化給付金の予算増額や要件緩和等

●共通支援

- ・政府・与野党で検討中の「家賃支援策」や「休業給付金（雇調金）」はNPO法人も対象に

※本要望書に関するご連絡はシーズ関口（080-3311-8706）までお願いします。

●寄付・ボランティア型 NPO 法人向け支援

既存の資金支援策現状分析（仮）

	事業型	寄付型：雇用	寄付型：ボラ
持続化給付金	○	×	×
持続化補助金（一般）	○（認定 NPO：×）	×	×
持続化補助金（台風）	○（認定 NPO：×）	×	×
持続化補助金（コロナ）	○（認定 NPO：×）	×	×
休業・感染防止協力金	△～○（自治体による）	×	×
IT 導入補助金	○	△	×
雇用調整助成金	○	○	×
テレワーク助成金	○	○	×
公庫コロナ特別貸付等の融資・信用保証等	○	×～△	×

【寄付・ボランティア型 NPO 法人が抱える困難】

- ・支援の柱「持続化給付金」はじめ、「持続化補助金」「IT 導入補助金」等が対象外
- ・各自治体の「休業協力金（感染防止協力金）」等も多くが対象外
- ・雇用がない場合「雇用調整助成金」はじめ「テレワーク助成金」関係も対象外
- ・借入の際も、会費寄付金や助成金等が評価されず、融資を断られることも多い

寄付型 NPO 法人・任意団体等からの声

- ・活動自粛で寄付集めができない、ボランティアが来られないなどで活動継続が困難だ。
- ・コロナ対応で「3密」を避けるために、対面相談をオンラインや電話等で対応しようとするも、パソコンや携帯電話などに追加の費用がかかり、その捻出が困難。Wifi が無い施設も多く、オンライン化も苦労している。
- ・ソーシャルディスタンス確保で、今までより広い会議室を借りなければならないが、そうになると利用料が上がり、年間で見ると馬鹿にならない額になる。参加費を上げると参加者が来なくなるのが怖い。
- ・「新しい生活様式」対応のために、これまでかかってきた費用に加えて、パーティションやアクリル板など様々な追加出費、ICT 研修やマニュアル整備が必要で心が折れそう。
- ・高齢者も多い当事者団体としては運営側も参加者側も安心して参加できる環境が整わないと再開できない。強力換気や消毒薬整備等がある「新型コロナ感染防止対応 活動拠点」が必要。

・「新型コロナ対応 NPO 法人等活動継続・再開支援金事業（仮称）」の創設

寄付・ボランティア型 NPO 法人等を対象として内閣府等による「新型コロナ対応 NPO 法人等活動継続・再開支援金事業（仮称）」を創設し、アフター／ウィズコロナや「新しい生活様式」等の社会的要請・状況に対応しながら、活動の継続・再開、活動形態転換していくために必要な資金を強力に支援していただきたい。

◆「新型コロナ対応 NPO 法人等活動継続・再開支援金事業（仮称）」案◆

※寄付型向けに「持続化給付金」と「持続化補助金」を統合して支援するイメージ

【目的】 寄付・ボランティア型 NPO 法人等の活動継続・再開に向けた資金支援

【対象】 会費寄付や助成金等を主要な財源とする NPO 法人・一般社団法人・任意団体等

※目的に鑑み、収入金額の増減等は問わない。「持続化給付金・補助金」対象外団体を想定。

【使途】 活動継続・再開に必要な費用全般 ※使途は柔軟に設定

【金額】 約十数万～200 万／団体 ※各団体が必要額を申請 or 一定基準で定額支給など
持続化補助金同様に、台風被災地やコロナ特別枠は金額や補助率を加算

【規模】 平均支給金額 50 万×1 万団体＝50 億円程度＋運営経費

【方法】 郵送、オンライン申請、所轄庁や NPO 支援センター窓口など

※小規模・高齢者中心の団体も多いことからオンライン申請以外も確保

【期間】 第二次補正予算または予備費活用で可及的速やかに（6 月～）

・「新型コロナ地方創生臨時交付金」の大胆な増額

令和 2 年度第一次補正予算で都道府県・市町村に計 1 兆円交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、NPO 側の要望を受けて、活用モデル事業が例示されている「事例集」では、NPO 法人等が活用できるような事業も多数掲載していただいた。ご尽力に心から感謝申し上げたい。現場の NPO 法人等からの関心も非常に高く、期待が高まっている。活用にあたっては、「寄付型」や「小規模・草の根活動型」の NPO 法人等への支援について、重点的な支援をお願いしたい。

一方で、今回の第一次補正予算による交付だけでは、大幅に不足することは明らかであり、交付金ほぼ全額を「感染防止協力金」等に充当せざるを得ない自治体も多い。こうした自治体では臨時交付金を活用した NPO 法人等による、きめ細やかな支援等に資金を充当できず、地域の新型コロナ対応支援も大幅に停滞・遅延する恐れが高い。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、第二次補正予算等による数兆円規模の大胆な増額と、迅速な自治体への交付が不可欠であり、強く要望したい。また、活用事例集やオンライン説明会等を用いて、各自治体や NPO 等への一層の周知・広報をお願いしたい。

「新しい生活様式」対応の施設・活動拠点整備

オンライン化等の対応が活動性質上困難なボランティア団体や当事者団体からは、参加者が安心してイベント等に参加できる活動拠点を求める声が多い。既に各地でも対応が取られつつあるが、例えばパーテーションやアクリル板による隔離や換気機導入などの費用を補助するなどして、早期に活動を再開できるように支援してほしい。

法人・個人の寄付税制の大胆な拡充

【法人寄付税制】

リーマンショック時を超える経済活動の落ち込みを受けて、この間、企業寄付が落ち込みはじめており、この影響は今後も長期化するのが確実だ。企業寄付等に支えられてきた団体にとっては、まさに死活問題となっている。そこで、企業寄付を強力に後押しするため、新型コロナ対応特例寄付税制として一定の要件を満たす認定 NPO 法人・公益法人等を対象として「指定寄付金制度（※）」をみなし指定するなど法人寄付税制の大幅な拡充をお願いしたい。（現行の指定寄付金制度適用のみなら、財務大臣告示だけで可）

※指定寄付金指定により企業からの寄付金は「全額損金算入可能」になる。

《参考》財務省「東日本大震災の被災者支援活動を行う認定特定非営利活動法人等（認定 NPO 法人等）が募集する寄附金の指定」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/230427npo-shiteikifukin.htm

要望：企業業績の大幅な悪化で、寄付集めに回っても、企業からの支援が以前と比較して全く獲得できない。「全額損金算入」となる「指定寄付金」制度は大変ありがたい魅力的だが、助成活動の必要経費が認められないのでは指定をためらわざるを得ない。最低でも 5% 認めてもらえると大変助かる。

【個人寄付税制】

今回の新型コロナ対応においては、支援活動等を行う NPO 法人には、国民から寄付や募金が寄せられており、特別定額給付金についても全額やその一部、さらには上乗せして寄付する個人も増えている。寄付・ボランティア型 NPO 法人の支援のためにも、こうした寄付をより一層後押しすることが急務であり、東日本大震災時同様に、個人の寄付金控除上限額の引き上げ【所得金額の 40%→80%、所得税額の 25%→50%】をはじめ、税額控除率引き上げや繰越控除の導入など寄付税制の大胆な拡充を強く要望する。

【寄付型向け融資の検討】

寄付型は融資による資金調達も困難となっており、貸金業法の緊急緩和などで、資金余力のある NPO 法人や財団等が寄付型に融資できるような助け合いの仕組みも検討してほしい。

●事業型 NPO 法人向け支援

・各地の「感染防止協力金」等での事業者間格差是正 (NPO 法人等も支給対象に)

【各自治体「休業・感染防止協力金」等】

各自治体が「休業・感染防止協力金」等の名称で、休業要請に応じた事業者に対する協力金の支給に取り組みは始めている。このこと自体は休業により収入を得られない事業者を救う非常に素晴らしい事業だと考える。しかし、その支給対象が中小企業・個人事業主のみとされ、NPO 法人等が対象外になっている自治体もかなり存在する。前述の臨交金等では NPO 法人等の支援にも充てられることが明記されており、地域において地域住民のために同様の事業・活動を行っていて、同様に休業等に協力している事業者間で理不尽な差があることは公平性の観点からも問題だ。また、中小企業基本法の定義には入っていないもの、持続化給付金は対象、中小企業信用保険法も対象、よろず支援拠点・中小企業診断士実務従事等も NPO 法人は対象など諸政策等も対象となっている。

臨交金等に関する各自治体の判断は基本的には尊重されるものと考えているが、こうした著しい問題があるものについては、政府からも「NPO 法人を支給対象としても問題ない旨」「事業者間の公平性にも配慮する旨」などを臨交金でも周知願いたい

NPO 法人からの声

- ・感謝：総合型地域スポーツクラブで休業要請に応じ、休業している。この間の収入は激減しているため、協力金の支給は本当に助かる。
- ・要望：都道府県・市町村ごとに差がある、うちの県では「NPO 法人は対象外」であり、かつ金額も少ない。県にも要望しているが、なかなか対象とならない。

【持続化給付金】

NPO 法人等も対象としていただいたことに深く感謝したい。一方で、NPO 法人の場合は書類準備に時間がかかることもあることや「特例 B-7 NPO 法人特例」を適用する場合は審査に時間がかかることもあり、実際の支給までにはまだまだ時間がかかる。申請件数は急増しており、十分な財源確保をお願いしたい。また、「減収要件緩和（減少幅 50%以上⇒20%以上）」や事業収益同様の会費収入・雑収入等は認めるなどの改善もお願いしたい。

NPO 法人からの声

- ・感謝：文化芸術・アート分野で芸術家派遣の活動、前年同月 100 万あった事業収入はゼロ、今後の見通しも立たない中で非常にありがたい。5 月上旬に申請、オンラインも助かる。
- ・感謝：国際協力・若者育成分野で活動、4 月以降スタディツアーが全てキャンセルになり、事業収入はゼロに、人件費や家賃など固定費は出ていくので、5/1 の初日に給付金申請した。
- ・感謝：認可外保育園を運営、4 月の収入が 1/10 に減少、本当に助かる、早速申請する
- ・要望：特設サイトが NPO 法人には分かりづらい、「特例 B-7」を使うと登記簿や認証書が

追加で必要なもの準備に手間や費用もかかるので、できれば無しにしてほしい。

- ・要望：対象となるかと思ったが、寄付金や助成金が大半なので対象外と分かり残念
- ・要望：地域で高齢者・障害者関連の複数事業を実施、法人全体の事業収益で半減した月はまだないが、2事業が休止状態で2月以降継続して数十%減少している、対象にならないものか？

【雇用調整助成金】

NPO 法人等も対象の雇用調整助成金、働き方改革推進支援助成金（テレワーク助成金）雇用調整助成金については、多方面から同様の要望があるが、以下を改善してほしい。

- ・支給上限額の引き上げ、助成率の引き上げ、
- ・申請書類の一層の削減、簡素化、
- ・持続化補助金（コロナ特別枠）同様の「概算払（前払い）」の導入
- ・「生産指標5%減小要件」の撤廃

特に NPO 法人特有と思われる点として「生産指標5%減小要件」がある。そもそもの前提となるこの要件を満たすかの確認に、コールセンターへの電話が全く繋がらない中、かなりの団体が苦勞しており、申請が前に進まない。ぜひ、改善を進めてほしい。

NPO 法人からの声

- ・感謝：新型コロナ初期の申請だったからかハローワークも親切に対応してくれ申請できた。実際の支給額はそこまで多くはないが、スタッフを支えるためにはとても助かる。
- ・要望：「生産指標5%減小要件」に該当するのかが分からず、確認しようにも何度電話してもならない、
- ・要望：ただでさえ休業してもらい出勤者が減って大変なのに、求められる書類が多すぎて、頼みの雇調金の申請が進まない矛盾をなんとかしてほしい。もうなかば諦めかけている。

● 共通支援

・政府・与野党で検討中の「家賃支援策」「休業給付金（雇調金）」は NPO 法人も対象に政府・与野党で検討が進んでいるとされる「家賃支援策」「休業給付金（雇調金）」等の追加支援策については、NPO 法人等が対象外となることの無いようお願いしたい。

・「認定更新申請」期限の弾力的運用や「役員登記」の柔軟対応

第一次要望等を受けて、内閣府による新型コロナ対応 Q&A が掲載されたことには深く感謝する。既出のものに加えて、法律により申請期間が定められている「認定 NPO 法人の認定更新申請」についても、今回の事態が「NPO 法第 51 条第 3 項ただし書き（※）」に該当することを明確化し、認定 NPO 法人等が認定を失効することが無いようお願いしたい。

※前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

さらに今後問題化する可能性が高いのが、NPO 法人の「役員（代表理事）登記」だ。総会開催の延期等に伴い、今後、役員任期切れが多発する恐れが高く、通常の法令運用では理事会・総会招集に必要な「仮理事選任」申請が所轄庁に押し寄せかねない。法務省と競技していただき、今回の事態を踏まえ、仮理事選任は不要とするなど、柔軟な対応をお願いしたい。

また、この間情報も追加・更新されているが、これまで述べてきたような他省庁所管の支援施策のうち、NPO 法人等に特有の疑問（例：「生産指標 5%減少要件」の生産指標は NPO 法人の場合、何で判定するのか？）などは、文化庁等が行っているように、NPO 法人等に共通する疑問点等是对応現場の負担を権限するためにも内閣府が窓口となり経産省・厚労省等に確認したうえで、内閣府 NPO ポータルに掲載するなどの対応をさらに進めて欲しい。

《参考》内閣府「新型コロナウイルス感染拡大に係る NPO 法 Q & A」

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>

最後に、今回のヒアリング開催に心より御礼申し上げるとともに、事態は日々刻々と変化しているため、こうした要望や意見交換の場を今後とも継続的・定期的に設けていただき、予備費の活用や更なる支援策等の実現に向けて、迅速かつ柔軟な対応をお願いしたい。

【参考（4月9日 NPO 議員連盟・内閣府 宛て 提出済み）】

新型コロナウイルス感染症対応に係る NPO 法人等の支援等に関する要望事項（第二次）

● 1. 税制支援

- ・震災時同様の「指定寄付金」指定や寄付金控除の拡充、企業向け支援税制の適用を

● 2. 財政支援

- ・企業向け給付金制度や補助金等は NPO 法人等にも適用、補助率引上げや対象拡充を
- ・自治体への交付金や基金等の使途として NPO 法人等による事業や支援活動も対象に
- ・東日本大震災・熊本地震等や台風・豪雨等との二重三重被害への手厚い支援を

● 3. 金融支援

・ NPO 法人等が利用可能な既存融資制度の周知や手続・要件の大幅緩和を

● 4. 相談支援・人材支援

・ NPO 法人等の支援策を相談できるワンストップ専門窓口設置、休業人材の活動促進

● 5. 事務負担等軽減

・ 事業報告書等の提出期限特例延長、総会・理事会のオンライン開催等の一層の推進

● 1. 税制支援

(1) リーマンショック時を超える経済活動の落ち込みを受けて、今後、NPO 法人等への寄付等の大幅減少が見込まれる。こうした状況下での企業や個人からの寄付を税制面から支援するため、新型コロナ対応特例寄付税制として東日本大震災時と同様に支援・助成活動等を行う認定 NPO 法人・公益法人等を対象とした「指定寄付金制度（※）」の指定を（現行の指定寄付金制度適用のみならず、財務大臣告示だけで可）

さらに、東日本大震災時同様に、個人の寄付金控除上限額の引き上げ（40%→80%）をはじめ、税額控除率引き上げや繰越控除の導入など寄付税制の大胆な拡充を

※指定寄付金指定により企業からの寄付金は「全額損金算入可能」になる。

《参考》財務省「東日本大震災の被災者支援活動を行う認定特定非営利活動法人等（認定 NPO 法人等）が募集する寄附金の指定」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/230427npo-shiteikifukin.htm

(2) 食料品やマスク・消毒用アルコール等の消耗品をはじめ、企業等からの支援活動に必要な資機材等の現物寄付・寄贈を促進するため、本件が災害等に該当することを明確化し、寄付した物品・資機材等は「全額損金算入」可能である旨を周知

⇒3月30日付、国税庁発表の FAQ 及び国会質疑にて、一定の明確化

【追加要望】 国税庁新型コロナ FAQ で食料品だけでなく消耗品等も対象となる旨を追記

《参考》国税庁 FAQ 「問. 《企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い》」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

(3) 企業向けの「納税期限延長・猶予」や「固定資産税等の減免」等は NPO 法人等にも漏れなく適用を

⇒4月7日付、緊急経済対策で「納税猶予・消費税届出の特例」や「固定資産税等の軽減」、「テレワーク設備投資税制」等は NPO 法人等も対象に

《参考》経済産業省「緊急経済対策における税制上の措置（経済産業関係）」

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_zeisei.pdf

《参考》自民党・公明党「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」

[https://jimin.jp-east-](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/policy_topics/gyoukaku/coronavirus03.pdf)

[2.storage.api.nifcloud.com/pdf/policy_topics/gyoukaku/coronavirus03.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/policy_topics/gyoukaku/coronavirus03.pdf)

(4) イベント中止時の払戻辞退者向けの寄付金控除制度は NPO 法人等が主催したイベント等にも適用を

《参考》 財務省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku_shiryou.pdf

● 2. 財政支援

(1) 企業・個人事業主向け給付金「持続化給付金」について、NPO 法人等も漏れなく対象となるよう適用を

⇒4月7日付、緊急経済対策にて NPO 法人等も給付対象に盛り込み。

【追加要望】 給付は迅速に、手続等も簡素化を。また、NPO 法人等は会費や寄付も含めた多様な財源が特徴であるため、対象判定式等に配慮を。

《参考》経済産業省「経済産業省関係令和2年度補正予算案（概要）」

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_gaiyo.pdf

(2) NPO 法人等も対象となっている IT 導入補助金や小規模事業者持続化補助金、雇用調整助成金、働き方改革推進支援助成金（テレワーク助成金）などについては補助率引き上げや対象費用拡大（例：パソコンやスマホ等の購入費用も対象に）、対象期間・期限の延長、条件緩和、手続簡素化などの拡充を。

⇒4月7日付、緊急経済対策にて IT 導入補助金等の補助率引き上げ等が盛り込み。

【追加要望】 資金繰りがひっ迫し手元資金が枯渇している状況を踏まえ、現状の「後払い（精算払い）」から「前払い（概算払い）」で対応を。また現状のオンライン申請では、事前に「G ビズ ID プライムアカウント」取得が必要。電子証明書等は不要なものの、一定の ICT 環境やリテラシが求められることから、後述する相談支援機能等も必要。かつ取得に数週間を要するため、ボトルネック化の懸念があり、必要書類の事後送付化や対応窓口の時間延長（現状は平日 9～17 時のみ）、人員増強等が急務。

《参考》前述 経済産業省 補正予算資料

《参考》G ビズ ID <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(3) 都道府県・市町村に交付予定の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金（仮称）」については、NPO 法人等が行う事業・支援活動等も含め、地域の状況や影響に応じて、きめ細やかなで柔軟に活用できるよう制度設計を。特に現状の支援策のフレームで抜け漏れている「寄付型」や「小規模・草の根活動型」の NPO 法人等への支援について、重点的な支援を。今後の状況に応じて、さらに追加で、政府ないしは都道府県等に「新型コロナ対応支援基金（仮称）」を設置するなどして、継続的な支援を。

《参考》内閣府「令和2年度補正予算（案）の概要」

https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/yosan_r2_hosei.pdf

(4) 今回の新型コロナ対応では、2011 年の東日本大震災や 2016 年の熊本地震をはじめ、ここ数年の豪雨・台風や噴火等の被害から復旧・復興の途中にある地域にも大きな打撃。二重三重の被害・影響を受けている地域が存在。全国の中でも、特に苦境にあるこうした地域

や団体に対しては、より手厚い税財政支援やきめ細やかな情報提供、人材支援等が急務。

《参考》中小企業庁「令和元年度「被災小規模事業者再建事業費補助金(持続化補助金台風19号、20号及び21号型)」の公募を開始します」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2020/200401jizoku.html>

(5) キャッシュレス決済(〇〇pay・suica等)による寄付・募金ができない現状を改善するため「資金決済法」規制の緊急緩和・弾力的運用

(6) 政府・独立行政法人や自治体の補助金等の弾力的運用、助成財団・機関の柔軟な助成・支援対応を阻害しない法令運用(収支相償規定等)を。また、休眠預金活用制度においても、新型コロナ対応支援活動を助成対象とすることや資金分配団体・実行団体の事務負担を軽減すること、など制度の弾力的運用を。

● 3. 金融支援

(1) 金融機関等での現場での尽力には深く感謝。NPO法人等での融資実績も増加中だが、ごく一部でNPO法人等も利用できるのに理解不足で融資等を断られるなどの事例も聞く。日本政策金融公庫特別貸付やセーフティネット保証(4号・5号)、各自治体の制度融資等のNPO法人等も利用できる制度については、改めて金融機関や自治体、NPO法人等への周知徹底を。日本公庫等と併せて、独立行政法人福祉医療機構(WAM)が実施している新型コロナ関連融資制度なども一層の手續簡素化や条件緩和を行いつつ、福祉分野のNPO法人等に周知・広報の徹底を。

他の支援策と合わせて、内閣府「NPOポータルサイト」等での分かりやすい広報を。

《参考》日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

《参考》福祉医療機構(WAM)「新型コロナウイルスの感染症の影響を受けた福祉・医療関係施設に対して、無担保・無利子で経営資金・長期運転資金の融資を行っております」

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

(2) すでに金融機関等から借入れをしているNPO法人等の既往債務については、中小企業・小規模事業者と同様に、返済条件変更(リスケ)や元金据置、実質無利子融資への借換など柔軟な対応を。

⇒4月7日付、緊急経済対策にリスケや借換等の支援が盛り込み。

【追加要望】NPO法人等の場合も対象である旨、金融機関やNPO法人に周知を。

《参考》前述 経済産業省 補正予算資料

● 4. 相談支援・人材支援等

(1) 上記のような、広範にわたる支援施策については、各機関での相談対応や広報等も行われているが、それぞれに専門性や対象も異なり、たらい回しになっている事例も出てきている。ワンストップで相談できる拠点を、最低全国各ブロックに1か所、可能であれば各都道府県に1か所に緊急整備。あるいは、主な「よろず支援拠点」にNPO法人等の担当を設置も選択肢。また、前述の通り、持続化給付金や各種補助金は「オンライン申請」が前提になるが、NPO法人等にはICT環境やリテラン格差もあるので、申請支援等を充実。今後の状況次第で、自団体のみでの経営再建や事業継続が困難なケースも予想されることから、組織再編や事業承継、事業譲渡等を進めるサポートも併せて実施。

(2) 震災時同様に、休業・失業回避に向けた支援を進めるのと並行して、休業中の企業等の従業員や求職中の失業者の方がボランティア活動やNPO法人等の支援活動に従事しても税務上・労務上も問題ない旨、再度通知。また、税理士・公認会計士や社会保険労務士、中小企業診断士、弁護士など、専門家人材による支援も一層拡充。

《参考》厚生労働省

「休業中の方がボランティアをした場合の失業給付の取り扱いの明確化について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken09.pdf>

《参考》国税庁「当社の社員を災害復旧活動にボランティアとして派遣した場合に、ボランティア活動中の給与相当額は、寄附金として取り扱われますか。」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/hojin_shohi_gensenFAQ/answer10.htm

● 5. 事務負担等軽減

(1) 【第一次から継続要望】前回の要望で内閣府による新型コロナ対応Q&Aが掲載されたことには感謝する。しかし、未だ毎日のように総会・理事会開催方法や事業報告書提出遅延等に関する相談・質問が弊社にも寄せられている。「緊急事態宣言」を受けて、「特定非常災害」時と同様の事業報告書等の提出期限などに関する特例延長や免責措置を講じる／総会・理事会の完全オンライン（バーチャルオンリー型）開催等についても可能な旨のQ&Aを掲載するなどして、現場のNPO法人の不安・懸念を払しょくし、無理な総会開催等により感染拡大（クラスター等）を招くようなことが絶対に無いよう強く要望する。

《参考》内閣府「新型コロナウイルス感染拡大に係るNPO法Q&A」

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>

《参考》経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

※上記、経済産業省の実施ガイド等では「株式会社」は会社法の定めによりバーチャルオンライン型は困難との解釈が示されているが、NPO法は社員総会招集時の「開催場所」の記載は法定事項では無いため、事態の重大性・緊急性等を鑑みて、「NPO法人」では弾力的運用が可能と考える。

(2) その他、税務・労務・法務等の事務負担・財政負担の軽減についても、企業等と同様に、各種税金や社会保険料等の支払猶予・期限延長等を適用するとともに、手続きの簡素化・迅速化・オンライン（非対面）化等を推進。

最後に、今回のヒアリング開催に心より御礼申し上げるとともに、事態は日々刻々と変化しているため、こうした要望や意見交換の場を今後とも継続的・定期的に設けていただき、予備費の活用や更なる支援策等の実現に向けて、迅速かつ柔軟な対応をお願いしたい。

【参考（3月5日 内閣府 宛て 提出済み）】

新型コロナウイルス感染症対応に係るNPO法人等の支援等に関する要望事項（第一次）

今般の新型コロナウイルス感染症については、NPO法人においてもイベント中止・延期や施設閉鎖、休校対応等による影響が広がっております。日本社会全体が対応に追われる中でも、児童生徒向けオンライン教材の無償提供や給食が無くなり苦しい方へのフードバンク（食品寄贈）活動など、多くのNPO法人が懸命に活動しています。

一方で、多くのNPO法人がこれから6月にかけて、決算期・総会開催・事業報告書等提出期限等を迎えます。このままでは、政府の方針に従うがゆえに、理事会・総会開催が困難／支援活動の停滞／認証・認定の取消リスクなど様々な点が問題として懸念されます。現場で頑張っているNPO法人等への支援が必要です。ぜひ、以下の事項を実現してください。

● 1. NPO法・関連法令の弾力的運用

- ・理事会・総会等へのオンライン参加・開催の柔軟対応
- ・事業報告書等の提出期限の弾力化、遅延等が認定審査等で不利益にならない旨明確化
- ・その他、NPO法人の新型コロナウイルス対応を阻害しない法令運用

● 2. NPO法人に対する財政支援等

- ・既存の補助金・融資・信用保証制度等を活用した財政支援と新規支援の検討
- ・政府・自治体等での委託費・補助金等の柔軟対応

● 3. 弾力的運用や支援施策の周知・広報

● 1. NPO 法・関連法令の弾力的運用

・理事会・総会等へのオンライン参加・開催の柔軟対応

現状、NPO 法人の理事会・総会におけるオンライン参加（インターネットを利用した会議・中継システム・ツール等（※1）による参加）や電話・テレビ会議などについては、内閣府からの Q&A 等が発出されておらず、その扱いが不明確だ。双方向性や同時性を確保でき、理事会・総会等に参加できるオンライン会議・中継システムによる出席・表決は、NPO 法の趣旨からしても、書面表決や委任より望ましいと言える。また、感染拡大予防の面からも非常に有効だ。

これらを踏まえ、早急に内閣府 NPO ポータルサイトに「定款に特別の定めがない場合であっても、オンライン会議・中継システム等による理事会・総会への出席・表決は有効である。」旨を掲載してほしい。

※1 例「zoom (<https://zoom.us/jp-jp/meetings.html>)」「skype (<https://www.skype.com/ja/>)」

※2 定款に特別の定めがある場合のみに認めるのは、そもそもの定款変更には理事会・総会が必要であり、認証事項でもあるため実効性が全く無く、逆効果なのでご留意いただきたい。

・事業報告書等の提出期限の弾力化、遅延等が認定審査等で不利益にならない旨明確化

今後、期限が到来する事業報告書等・役員報酬規程等の提出義務については、「特定非常災害」時の対応に準じて、提出遅延等に対して弾力的な運用を行っていただきたい。

また、認定審査等においては、すでに内閣府 Q&A (Q3-10-1) でも一定の方向性（※）は示されているが、今回の新型コロナウイルス対応がこれに該当する旨を明確に示してほしい。

※「天災の影響など申請法人の責めに帰されない事情や、特にやむを得ない事情による事業報告書等の提出の遅延等があった場合にまで、実績判定期間中の期限内提出の有無のみによって認定等の可否が決定されることは適当ではありません。」

・その他、NPO 法人の新型コロナウイルス対応を阻害しない法令運用

NPO 法人の法的義務は、NPO 法上求められるもの以外にも、税務、労務、各種業法に基づくものなど様々なものがある。法人税・消費税等の申告・納税や働き方改革対応（残業上限規制）などの期限延長・柔軟対応など、懸命に活動している NPO 法人の事情に配慮した対応をお願いしたい。

● 2. NPO 法人に対する財政支援等

・既存の補助金・融資・信用保証制度等を活用した財政支援と新規支援の検討

すでに経済産業省や厚生労働省からは、中小企業・小規模事業者向けの支援パッケージや休業助成制度などが発表されている。これらの多くは NPO 法人も利用可能である（※）。内閣

府においても、NPO 法人向けにも支援策情報をまとめ、一覧として分かりやすく情報提供してほしい。また、今後、影響が長期化する場合は、新規の支援も検討いただきたい。

※NPO 法人でも利用可能な支援策例「ものづくり補助金」「IT 導入補助金」「事業承継補助金」、「日本政策金融公庫融資」「信用保証制度」、「よろず支援拠点」、「休業助成（検討中）」など

・政府・自治体等での委託費・補助金等の柔軟対応

政府方針を受けて、NPO 法人が実施する大小さまざまなイベントやツアー、セミナーなどが中止・延期となっている。これらの中には、政府・自治体等からの委託や補助によって開催されているものも多い。すでに一部では柔軟な対応が行われ、中止分についても補償された事例がでてきているが、中止分の返金や支払拒否等により、NPO 法人が破産・倒産などに追い込まれることのないよう返金や支払拒否等がないようお願いしたい。

● 3. 弾力的運用や支援施策の周知・広報

上記、これらの弾力的運用や政府の支援策をはじめ、民間企業や助成機関による支援策等について、内閣府 NPO ホームページ等で所轄庁や各地の NPO 支援センター、専門家、全国の NPO 法人などへ周知を図り、積極的に広報してほしい。